

議案第 73 号

丸亀市地域学校協働活動推進員設置要綱の一部改正について
丸亀市地域学校協働活動推進員設置要綱の一部を次のとおり改正いたしたい。
令和 6 年 3 月 28 日提出

丸亀市教育委員会
教育長 末 澤 康 彦

丸亀市教育委員会告示第 号

丸亀市地域学校協働活動推進員設置要綱の一部を改正する要綱
丸亀市地域学校協働活動推進員設置要綱(令和 3 年教育委員会告示第 2 号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(事務局) 第 8 条 推進員の庶務は、 <u>協働推進部</u> まなび文化課において処理する。	(事務局) 第 8 条 推進員の庶務は、 <u>市民生活部生涯学習課</u> において処理する。

附 則

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。